

四日市市少年自然の家 LED 照明賃貸借仕様書

1 目的

四日市市少年自然の家の既存照明器具を LED 照明に切替、消費電力の削減に伴う温室効果ガスの排出削減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、「四日市市少年自然の家 LED 照明賃貸借仕様書」に適用する。

3 適用規格及び参考規格

本仕様書において適用されていないものは、以下の規格等を適用する。

(1) 電気用品安全法 (PSE)

日本国内電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。

(2) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通称産業省令 52 号）

(3) 公共建築改修工事標準仕様書

(4) 公共建築設備工事標準図

(5) JIS 規格

JISC62504	一般照明用 LED 製品及び関係装置の用語及び定義
JISC7801	一般照明用光源の測光方法
JISC7550	ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性
JISC8105-1	照明器具 - 第 1 部 : 安全性要求事項通則
JISC8105-2-1	照明器具 - 第 2-1 部 : 定着灯器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-2	照明器具 - 第 2-2 部 : 埋込形照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-22	照明器具 - 第 2-22 部 : 非常時用照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-3	照明器具 - 第 3 部 : 性能要求事項通則
JISC8105-5	照明器具 - 第 5 部 : 配光測定方法
JISC8147-2-7	ランプ制御装置 - 第 2-7 部 : 非常時照明用制御装置の個別要求事項
JISC8147-2-13	ランプ制御装置 - 第 2-13 部 : 直流又は交流電源用 LED モジュール 及び LED ライトエンジン
JISC8152-1	照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法 - 第 1 部 : LED パッケージ
JISC8152-2	照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法 - 第 2 部 : LED モジュール 及び LED ライトエンジン
JISC8152-3	照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法 - 第 3 部 : 光束維持率の

測定方法

JISC8153 LED	モジュール用制御装置 - 性能要求事項
JISC8154	一般照明用 LED モジュール - 安全仕様
JISC8155	一般照明用 LED モジュール - 性能要求事項

- (6) J I E G-001 「照明学会・技術指針 照明設計の保守率と保守計画」第3版
- (7) 日本建築センター 『建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版』

4 概要

(1) 履行場所

四日市市少年自然の家（三重県四日市市水沢町字大谷 1423-2）

(2) 貸借物品

- ①LED 照明器具本体（ランプ共）及び付属品
- ②その他、取り付けに必要な資材

(3) 設置場所及び施工箇所について

施工範囲図面のとおり。ただし、既に LED 化済みの照明器具は、本契約の対象外とする。

(4) 契約期間

契約締結の日 から 令和 15 年 12 月 31 日

(5) 設置期限

令和 5 年 12 月 31 日

(6) 貸借契約期間

令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日(120 カ月)

(7) 貸借契約期間満了時の取り扱い

貸借契約期間が満了し、発注者が貸借料を完済後、本貸借物品の所有権を受注者から発注者に無償で譲渡すること。

5 履行内容

- (1) LED 照明器具（物品）の調達（付属品・取替に必要な部品を含む）
- (2) 既存照明器具、処分
- (3) LED 照明器具の設置作業
- (4) LED 照明器具の保守

6 LED 照明具等の仕様

- (1) 照明器具は、別紙照明器具姿図に示す仕様を満足する LED を調達すること。

- (2) 照明器具、電球等 使用する全てのLED照明は、JIL5004 「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」それぞれに登録対応器種を持つメーカーの製品とすること。(公共施設用照明器具に器種設定のない種類のLED照明についても、同様とすること)
- (3) 導入するLED照明器具等は、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」に品質・性能等が規定されている材料並びに一般社団法人公共建築協会が重要と認め、指定する材料等に係る評価を行った「設備機材等評価名簿」を適用すること。
- (4) 導入するLED照明器具等は、国内で製造（組立、加工を含む）及び販売の実績が15年以上あるメーカー製品とすること。
- (5) LED照明器具本体及び付属品等は、新品（未使用）であること。
- (6) 照明器具は本体を含めた更新とし、ランプのみの交換は不可とする。
- (7) 光源（LED）寿命は、40,000時間以上の製品とすること。
- (8) 照明器具には、本契約の賃貸借物品であることを判別しやすいようにラベル等を付すこと。記載内容については別途協議とする。
- (9) 照明器具は、事前に機器図面等を提出し、発注者の承諾を得ること。
- (10) 照明器具の種類及び数量は、各設置場所の照明器具姿図及び電灯設備図を参考にすること。

7 工事（設置）仕様

- (1) 受注者は、賃貸借期間開始前に、設置工事の発注者による完了検査を受け、合格しなければいけない。
- (2) 受注者は、設置工事に先立って現地調査を実施すること。記載内容に相違があった場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (3) 受注者は、上記(2)の結果、賃貸借機器の数量に差異が生じた場合は、速やかに協議を発注者と行うものとする。
- (4) 受注者は、賃貸借機器について賃貸借機器承諾願を提出し、発注者の承諾を得るものとする。
- (5) 受注者は、既存機器を取り外した後、賃貸借機器を設置するものとする。設置完了後については、即日点灯し、点灯確認をするものとする。
- (6) 受注者は、賃貸借機器設置後、賃貸借期間開始前までに消灯、その他不具合(以下「不具合」という。)が発生した場合は、受注者の責任において早急に復旧するものとする。

- (7) 受注者は設置作業の際、仮設足場を設置する必要がある場所については、設置した足場が施設の運営に支障をきたさないよう設置場所、設置方法、設置期間等について事前に発注者と協議すること。
- (8) 受注者が設置作業に使用する雑材は、全て新品とする。
- (9) 受注者は設置作業にあたっての安全管理については、発注者と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じるものとする。
- (10) 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として受注者が実施するものとする。
- (11) 受注者は必要に応じて、工事エリアのみならず、通路及び材料置場の各部養生を受注者の負担で行うものとする。
- (12) 工事計画、設計、施工管理の役割を担う者は、作業期間中は現場に常駐し品質や工程、安全等に配慮した施工管理を行うものとする。
- (13) 受注者は、使用に伴う施設利用制限、停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止するものとする。
- (14) 受注者は、安全対策は施設利用者、施設職員及び工事従事者に十分配慮し、万全を期して行うものとする。
- (15) 工事の着手、施工及び完成に当たり、官公庁ほかへの必要な届出手続等を、遅滞なく適切に行うこと。
- (16) 受注者は、搬入及び搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注者の承諾を得るものとする。
- (17) 受注者は、作業車及び運搬車等、施設の敷地内における車両の駐停車については、事前に発注者の承諾を得るものとする。
- (18) 受注者は、工事期間中は発注者と日程の調整を行い、施設運営及び周辺環境に支障のないよう工事工程及び作業方法に配慮するものとする。
- (19) 受注者は、設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを確認するものとする。
- (20) 受注者は、設置前後に照度測定を実施し報告すること。
- (21) 受注者は、撤去した既存照明器具、ランプ等の取扱いについては、受注者負担で処分するものとする。撤去した照明器具等については、関係法令を遵守し、適法に受注者が処理するものとする。（PCBを含む安定器については、取扱いについて別途、発注者と協議するものとする。）
- (22) 受注者は契約後、速やかに施工計画（工程表、作業体制、安全管理計画等）について、発注者の承諾を得るものとする。

- (23) 別紙特記仕様書の内容を充足したものとすること。
- (24) 施工及び本契約に必要な照明器具等を調達するものとして、受注者は以下の全てを満たす者と直接契約を行うこと。また、工事着手までに下請届を提出すること。
- ・公告日時点で最新の四日市市請負工事入札参加資格者名簿（以下、工事名簿という。）の「電気工事」に登録されており、当該「電気工事」に関し有効期限内の経営事項審査の結果を有すること
 - ・四日市市内を所在地とする本店で名簿に登録されていること
 - ・工事名簿において「電気工事」の総合点が600点以上であること
 - ・建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「電気工事」に係る特定建設業の許可を受けていること
 - ・工事名簿において「電気工事」における完工工事高が30,000千円以上であること

8 物品の保守等

- (1) 賃貸借物品に対する保証期間は10年とし、機器の不具合による物品の取り替え、代替え、修理等（交換作業費含む）に要する費用は受注者負担とする。
(誘導灯、非常灯のランプ・蓄電池については消耗品の為、対象外とする)
- (2) 受注者は、保証期間中に消灯その他の不具合（以下「消灯等」という。）が発生した場合は、迅速かつ適切に物品の取り替え、代替え、修理等を行うものとする。
- (3) 消灯等の原因が、落雷等、機器の不具合によらない場合は、受注者は付保する新価特約付動産総合保険の範囲内で、費用を負担する。ただし、新価特約付動産総合保険の付保範囲外の費用負担については、別途協議するものとする。
- (4) 受注者は、設置作業終了後、消灯等が発生した時の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出するものとする。

9 物品の移動等

- (1) 発注者が照明器具の設置個所を変更するときは、発注者の責において物品の取外し、設置及び調整を行うものとする。
- (2) 9(1)にあたり、機器の取外し、設置及び調整に必要な情報を、受注者は発注者に提供するものとする。
- (3) 変更後の機器は、引き続き受注者が管理するものとする。

10 その他

- (1) 貸借契約期間の開始は、前項に定めるとおりとするが、器具の仮使用として、設置した箇所から順次、使用を認めるものとする。仮使用期間中に消灯等が発生した場合は、その原因が機器の不具合によるときにのみ受注者の負担で物品の取替え、代替え、修理等（交換作業費を含む。）を行うものとする。
- (2) 電力契約照合・電力契約申込・共架申請については受注者が行う。
- (3) 貸借料は、契約開始日から契約終了日までの各年度における6、9、12、3月末日（閉庁日の場合は、その直前の開庁日）に請求することとする。各回の支払額については、契約金額（税抜）の40分の1を千円未満切り捨てとした額に消費税を加える。なお、未払い金額が生じる場合は、最終支払い時に請求することとする。
- (4) 本仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要となる事項については、受注者が責任を持って、対応すること。なお、本仕様書に記載されているすべての作業に対し、いかなる場合においても四日市市に対し、別途請求することはできない。
- (5) 本仕様書に関して疑義を生じた場合は、発注者と受注者が協議し決定するものとする。